

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 4 月 1 7 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター 所長 水取 周隆

1 調達内容

- (1) 件 名 イオンクロマトグラフ測定装置定期点検業務（令和 7 年度）
- (2) 業務内容 本仕様書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が技術実証フィールド分析室棟 機器分析室に設置してあるイオンクロマトグラフ測定装置の測定結果の正確性を確保するため定期保守点検を実施するものである。
- (3) 業務期間 契約日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで
- (4) 入札方法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は入札書に単価を記載する際は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- (5) その他 本業務は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。

2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和 7 年 4 月 23 日)において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 令和 07・08・09 年度に有効な全省庁統一資格(役務の提供等、営業品目「その他」)を有する者であること。ただし、令和 07・08・09 年度の同条件

の資格の申請中であることをもって、申請書等を提出することができる。

その場合、令和 07・08・09 年度に有効な同条件の全省庁統一資格を取得し、契約締結日までに当該資格審査結果通知書の写しを提出すること。

- (9) 過去 3 年以内に同種装置の点検実績を有する者。
- (10) 仕様書に指示された要件等を満たすことができること。

3 発注手続等

(1) 担当部課

〒970-8026 福島県いわき市平字大町 7-1 平セントラルビル 4F
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 中間貯蔵管理センター 総務課
TEL 0246-23-8900 (担当：阿部)
FAX 0246-23-8916

(2) 発注説明書の入手方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社ホームページよりダウンロード
https://www.jesconet.co.jp/bid_contract/bid/index.html

※当社では発注説明書の交付はしないので注意すること。

ダウンロード期間

令和 7 年 4 月 17 日(木)～令和 7 年 4 月 23 日(水)

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和 7 年 4 月 17 日(木)～令和 7 年 4 月 23 日(水)16 時

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 持参又は送付すること。(提出期限必着)

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

(4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日 令和 7 年 4 月 25 日(金)

通知方法 通知書を電子メール及び郵送する。

(5) 入札の日時、場所及び提出方法

日 時 令和 7 年 5 月 9 日(金) 13 時 30 分

場 所 福島県いわき市平字大町 7-1 平セントラルビル

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 中間貯蔵管理センター

提出方法 入札書は持参すること。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

(4) 入札の実施 競争参加資格者により入札を行う。

(5) 落札者の決定方法

①中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価

格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

②「契約細則第 17 条第 3 項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が 1 0 0 0 万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第 2 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第 6 条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③調査基準価格を下回った場合の措置調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

- (6) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ。
- (10) 詳細は発注説明書による。